

第2章

計画の背景

1 前計画策定以降の動向

前計画を策定した平成 24（2012）年度以降の社会・経済・自然環境等の動向は、次のとおりです。

（1）持続可能な社会、ESD

市による環境施策の推進にあたっては、環境問題への対応はもとより、経済的・社会的な側面、ライフスタイルや技術の変化など、幅広い観点で捉え、持続可能な開発目標（SDGs）に貢献しつつ、社会・経済課題の同時解決を図っていくことが重視されるようになりました。

世界	持続可能な開発目標（SDGs）の共有 <ul style="list-style-type: none"> ・国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を採択（平成 27〔2015〕年） ・2030 年までに達成すべき「持続可能な開発目標（SDGs）」として、17 の目標を提示 ・「持続可能な開発のための教育：SDGs 実現に向けて（ESD for 2030）」を採択（令和元〔2019〕年）
国	第五次環境基本計画の策定、見直し <ul style="list-style-type: none"> ・SDGs の考え方も活用し、環境・経済・社会面での統合的向上を図る重点戦略を設定した「第五次環境基本計画」を策定（平成 30〔2018〕年） ・次期計画のあり方について検討を開始。環境保全とウェルビーイング⁴を目指し、気候変動や資源循環、生物多様性の相乗効果が出るよう政策の統合的推進を提起（令和 4〔2022〕）～）
東京都	グリーンでレジリエント⁵な世界都市を目指す <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な社会の実現に対する関心が高まる中で、世界規模での課題に対応するため「東京都環境基本計画」を改定（令和 4〔2022〕年）
多摩市	ESD の取組みを強みに、持続可能な社会に向けた取組みを展開 <ul style="list-style-type: none"> ・各分野別の施策を統合的に推進し SDGs の達成に寄与とした「第五次多摩市総合計画第 3 期基本計画」を策定（令和元〔2019〕年） ・平成 21（2009）年から開始している「2050 年の大人づくり」をキャッチフレーズとした ESD の取組みについて、SDGs を踏まえた推進などを図るためにセカンドステージとして充実化（令和 2〔2020〕年～）

⁴ ウェルビーイング：身体的、精神的、社会的に良好な状態をいい、特に社会福祉が充実し満足できる生活状態にあることを表す。

⁵ レジリエント：「弾力性のある」「柔軟性がある」「回復力のある」などの意味を持つ英単語。例えば、ビジネス上の危機など困難な状況に対処するしなやかさや強靭（きょうじん）な回復力を身に付け、問題点の解決や人・組織の成長につなげていくというもの。

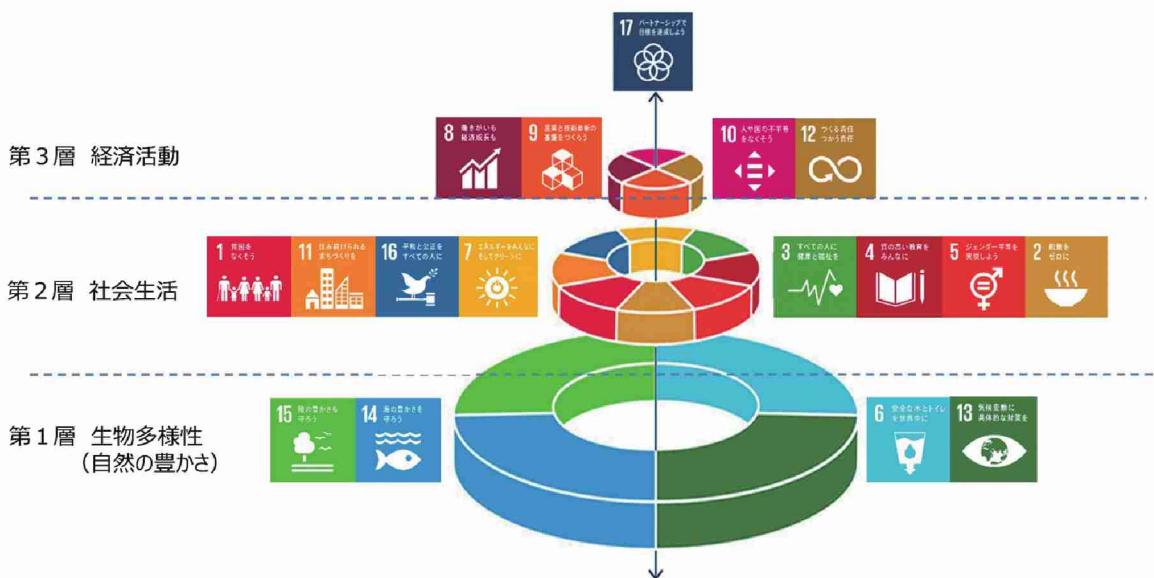
コラム SDGs ウェディングケーキモデルについて

持続可能な開発目標（SDGs）を目指す取組みは、それぞれの目標が相互に関連しているため、一つの行動により、複数の課題解決につなげることが有効と言われています。また、環境は「人類の存続の基盤」であり、経済・社会の基盤となります。

次の「SDGs ウェディングケーキモデル」と呼ばれる図は、自然の豊かさが土台（基盤）となり、その上に社会生活や経済活動が成り立っていることを表しています。

本計画では、環境の保全等の取組みを、地球規模の視野で取り組んでいくと同時に、地域の課題解決やまちの価値創造にもつなげていくことで、持続可能な社会の実現を目指しています。

<SDGs ウェディングケーキモデル>



出典：「東京都生物多様性地域戦略」（令和5〔2023〕年4月、東京都）

コラム ESD（持続可能な開発のための教育）とは？

現在、世界には、環境・貧困・人権・平和・開発といった様々な地球規模の課題があります。ESDとは、地球に存在する人間を含めた命ある生物が、遠い未来までその営みを続けていくためにこれらの課題を自らの問題として捉え、一人ひとりが自分にできることを考え、実践していくこと（Think globally , Act locally.）を身に付け、課題解決につなげる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。

つまり、ESDは持続可能な社会の創り手を育む教育です。

(2) 気候危機への対策

平成 27（2015）年の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）による「パリ協定」を踏まえ、我が国では「地球温暖化対策計画」などが策定されました。本市では、近年の気候変動を気候危機と捉え、令和 2（2020）年 6 月、他自治体に先駆け、多摩市議会とともに「多摩市気候非常事態宣言」を行いました。

気候危機への対策として、2050 年までの脱炭素社会実現に取り組むことは、全地球の国境を越えたグローバルな最重要課題となっています。そして本計画の計画期間中である令和 12（2030）年度は、その進捗を測る中間として「カーボンハーフ」の目標年度と位置付けられています。

今後、ますます気候変動の影響が深刻化することが予想されるため、市民生活に関わる各分野で気候変動の影響に備える「気候変動への適応」や気候変動とみどり・自然環境との関係にも着目することが必要になります。

世界	カーボンニュートラルの方向を共有 <ul style="list-style-type: none"> 国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で「パリ協定」を採択。 「産業革命前からの世界の平均気温の上昇を 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を目的に、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量を正味ゼロとする方向（カーボンニュートラル）を提示 (平成 27 [2015] 年)
国	脱炭素社会の実現に向けた政策推進 <ul style="list-style-type: none"> 「2050 年カーボンニュートラル宣言」を公表（令和 2 [2020] 年） 2030 年度に温室効果ガス 46% 削減（2013 年度比）を目指し、さらに 50% の高みに向けて挑戦を続ける目標を踏まえ「地球温暖化対策計画」を改定（令和 3 [2021] 年） 地方自治体が中心となる脱炭素先行地域を柱とする「地域脱炭素ロードマップ」を公表（令和 3 [2021] 年） 気候変動による影響への適応の推進を図る「気候変動適応計画」を策定 (平成 30 [2018] 年)
東京都	2030 年までの脱炭素に向けた政策を強化 <ul style="list-style-type: none"> 2050 年までに世界の CO₂ 排出実質ゼロへの貢献に向けて「ゼロエミッション東京戦略」を策定（令和元 [2019] 年） 気候危機の深刻化を受け、令和 12（2030）年までの行動が極めて重要との認識のもと、令和 2030 年までに都内の温室効果ガス排出量を 50% 削減（平成 12 [2000] 年比）する「カーボンハーフ」を表明（令和 3（2021）年）
多摩市	都内初の気候非常事態宣言を基に、取組みを実践 <ul style="list-style-type: none"> 市と市議会が共同で「多摩市気候非常事態宣言」を表明（令和 2 [2020] 年） 「2050 年までの二酸化炭素排出実質ゼロ」の実現を目指し「再生可能エネルギー・ビジョン」を策定（令和 5 [2023] 年） 無作為抽出で選ばれた様々な年代の市民が集まり、脱炭素に向けた取組みについて話し合う「多摩市気候市民会議」を開催（令和 5 [2023] 年）

コラム

「地球温暖化」から「地球沸騰化」へ。「気候変動問題」から「気候危機」へ

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が公表した「第6次評価報告書（第1次作業部会）」（令和3（2021）年8月）によると、「世界の平均気温は、工業化前と比べて約1.09°C上昇（2011～2020年）しており、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。このままでは、令和3（2021）～令和22（2040）年の平均の気温上昇は、1.5°Cに達する可能性がある」と指摘され、さらに、21世紀末には、最大5.7°C、最も温暖化を抑えた場合でも1.8°Cの上昇になると予測されています。

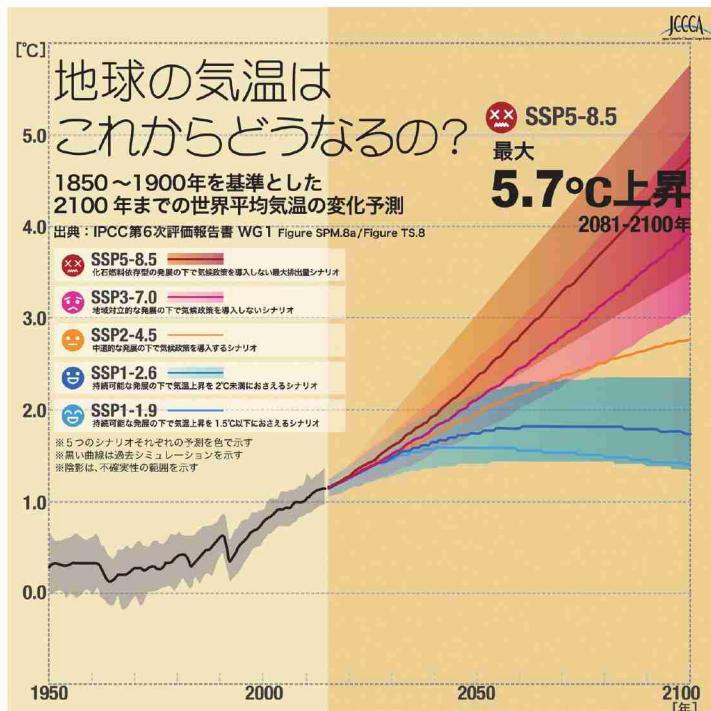
実際に、欧州の気象情報機関によると、令和5（2023）年6～9月の世界の平均気温が観測史上最も暑くなり、また国内でも令和5年6月から8月の夏の平均気温は1898年の統計開始以降、過去最高を記録しました。気温の上昇に伴い、世界全体で様々な異常気象も観測され、大雨や洪水、猛暑、干ばつなどによる甚大な被害が毎年起きる地域も増えてきています。さらに、気候変動が生態系や生物多様性に悪影響を与えることが指摘されています。

この状態に対して国際連合のグテーレス事務総長は、「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」と警鐘を鳴らしました。もはや、気候変動が人類や生物の生存基盤を揺るがす深刻な問題として「気候危機」と呼ばれる時代に入りました。

このように、今も排出され続けている温室効果ガスによって、今後も温暖化の進行が止まらず、将来世代に影響が続くと予想されています。

パリ協定では、「世界平均気温の上昇を、産業革命前に比べて2°Cより十分低く抑え、さらに1.5°Cより低く抑える努力を追求することを長期目標として合意しました。世界の平均気温の上昇を1.5°Cに抑えるために、今世紀後半に世界の温室効果ガス排出量を正味でゼロ（ゼロカーボン）にする必要性が世界共通の課題となっています。

<世界平均気温の変化と将来予測>



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

コラム 多摩市気候非常事態宣言

令和2（2020）年6月、他自治体に先駆けて本市と多摩市議会は共同で「多摩市気候非常事態宣言」を行いました。

この宣言は、気候が危機的な状況にあることを全市民と共にし、気候危機への対策に積極的に取り組むことを目的として行ったものです。



多摩市気候非常事態宣言を
発表したときの様子

多摩市気候非常事態宣言

気候変動は、私たち人類とすべての生き物にとって避けることのできない緊急事態です。

世界では、2015年にパリで開かれた国連気候変動枠組条約締結国会議の約束事として、産業革命前と比べて平均気温の上昇を2°C以内に抑えること、さらに1.5°Cに抑える努力をすることが掲げられています。

しかし、世界の平均気温は、産業革命前と比べてすでに1.1°C上昇しています。

世界では、もはや「気候変動」ではなく、すべての生物にとって生存が危うい「気候危機」と表現されるようになり、これを防ぐためには、この10年の取組が重要であると言われています。

国内でも大型台風等による災害が繰り返しきり、昨年は多摩市でも台風19号によって、市民のみなさんが避難を余儀なくされ、今までどこか別の世界の出来事と思っていたことが、私たちの身のまわりでも起きはじめました。これからもさまざまな災害が拡大して起きるおそれがあると言われています。

これは温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化による影響で、すでに疑う余地のない状態です。

この問題を解決していくためには、温室効果ガスの最も大きな割合を占める二酸化炭素を排出しない社会にしていく必要があります。そのために、電気やガスなどのエネルギー使用の節約や、再生可能エネルギーへの転換を進めるとともに、使い捨てプラスチックの使用を削減し、資源の有効活用を図ることで、持続可能で地球上に優しいライフスタイルを取り入れた社会に向かうよう取り組みます。

また、気候変動は生態系も脅かします。生態系を育む生物多様性が豊かであれば、気候変動による影響を緩和し、もとの自然環境に戻してくれる調節機能を持ちます。二酸化炭素を排出しない社会にしていくと同時に、生物多様性も保全していく必要があります。

この思いを実現していくためには、私たち一人ひとりがこの気候の危機を「自分のこと」として考え、全員で共有して、二酸化炭素の削減に取り組む必要があります。

私たち一人ひとりの取組は小さくても、市民全員の力が合わされれば大きな成果を生み出します。

多摩市及び多摩市議会は、地球温暖化の対策に全力で取り組みます。そして、国連で採択されたSDGsによる持続可能な社会の実現のため、ここに気候非常事態であることを宣言します。

1. 「気候危機」が迫っている事実を市民全員と共有し、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指します。

2. 資源の有効活用を図り、使い捨てプラスチックの削減を推進します。

3. 生物多様性の大切さを共有し、その基盤となる水とみどりの保全を積極的に推進します。

令和2年6月25日

多摩市長 阿部 行

多摩市議会議長 藤原 えり

(3) みどり・生物多様性の保全

生物多様性の損失を食い止め、回復させる目標（ネイチャー・ポジティブ）が世界共通の目標となり、本市においても、自然と共生する豊かな社会の実現に向けて、持続可能な形でのみどりの保全・管理、生物多様性への配慮を進めていく必要があります。

世界	<p>生物多様性保全の目標の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で昆明・モントリオール生物多様性枠組を採択。 生物多様性の損失を食い止め、回復させる目標（ネイチャー・ポジティブ）に向けて、令和12（2030）年までに自国の陸域・海域の少なくとも30%の保全・保護を目指す「30by30」目標を提示（令和4〔2022〕年）
国	<p>社会変化に応じたみどり施策の転換・構築、生物多様性国家戦略を改定</p> <ul style="list-style-type: none"> 『新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会』最終報告書にて、緑とオープンスペースがもつ多機能性を最大限発揮させる重要な施策として、①ストック効果の向上、②民との連携強化、③都市公園のより一層の柔軟な管理運営を提示（平成28〔2016〕年～） 「都市農業振興基本計画」が閣議決定され、都市農地の位置づけが、都市に「あるべきもの」へと大きく転換（平成28〔2016〕年） 都市緑地法・都市公園法等の改正により、Park-PFI制度の創設などが提起（平成29〔2017〕年～） グリーンインフラ推進戦略を公表し、気候変動、国際競争の激化などの経済状況、人口減少や少子高齢化などの課題解決の手法の1つとして、「自然環境のもつ多様な機能の積極的な活用」・「多様な主体の参画・連携」による持続可能な魅力ある土地づくりを提示（令和元〔2019〕年） 昆明・モントリオール生物多様性枠組を受け、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する計画である「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定（令和5〔2023〕年） 令和32（2050）年ビジョンを「自然と共生する社会」とし、令和12（2030）年に向けた目標として、「ネイチャー・ポジティブ」を掲げ、生物多様性・自然資源（=地球の持続可能性の土台・人間の安全保障の根幹）を守り活用する戦略を設定
東京都	<p>みどりと生物多様性の保全の政策を改定</p> <ul style="list-style-type: none"> 「緑確保の総合的な方針」の改定により、将来に引き継ぐべき樹林地や農地の保全の推進、「特定生産緑地」の新設などを明示。また、生産緑地を保全すべき農地として明確化（令和2〔2020〕年） 平成24（2012）年策定の「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を改定し、「東京都生物多様性地域戦略」を策定（令和5〔2023〕年）
多摩市	<p>みどりづくりへの市民参画、生物多様性の保全の取組みを展開</p> <ul style="list-style-type: none"> 「愛するみどりから関わるみどり」をコンセプトに、市民とともにみどりの利用や活用方法等を考え、市民にみどりに関わってもらい、活用してもらう「みどりのルネッサンス」の取組みを開始（平成27〔2015〕年～） ※これまでの取組例：多摩中央公園や大栗橋公園、連光寺6丁目農業公園づくりなどの社会実験（平成30〔2018〕年～）、公園内花壇を管理するボランティアを対象とした花壇に関する講習会の実施、多摩市いきもの季節観測など 生物多様性に配慮した行動を進める指針として「多摩市生物多様性ガイドライン」を公表（平成29〔2017〕年）

コラム ネイチャー・ポジティブ（自然再興）

「ネイチャー・ポジティブ（自然再興）」とは、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる考え方です。令和4（2022）年12月にカナダ・モントリオール市で開催された「生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）」で採択され、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」では、ネイチャー・ポジティブの考え方を取り入れた令和12（2030）年目標が設定されました。

国の「生物多様性国家戦略2023-2030」（令和5〔2023〕年3月）は、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応する戦略と位置付けられ、2050年ビジョンに「自然と共生する社会」を掲げ、令和12（2030）年に向けた目標「ネイチャー・ポジティブ（自然再興）の実現」を目指し、生物多様性・自然資本（＝地球の持続可能性の土台・人間の安全保障の根幹）を守り活用するための戦略を示しています。

「東京都生物多様性地域戦略」（令和5〔2023〕年4月）においても、令和12（2030）年に達成すべき目標として、生物多様性を回復軌道に乗せる「ネイチャー・ポジティブの実現」を設定しています。

コラム 「みどりのルネッサンス」の取組みの状況

みどりと市民生活の関わりが減少している現在において、行政主導の維持管理だけで、本市の豊富なみどり全てを維持していくことには限界があり、みどりの持つ機能と価値を捉えなおし、市民の皆さん一人ひとりがみどりに関わっていただく必要がありました。そこで、有識者等で構成された「多摩市みどりのあり方懇談会」を設置し、方針や展開方法などを検討しました。その成果として、「愛でるみどりから関わるみどり」をコンセプトにした「多摩市みどりのルネッサンスへの取り組み報告書」を平成27（2015）年3月にまとめました。市民の皆さんのが地域のみどりに関わってもらうことを通して、みどりの利用効用と存在効用を高めていくという考え方には特徴があります。こういった考え方のもと、取組みを進めてきました。

<みどりの持つ機能と価値>

みどりの機能と価値		
機能		価値
存在効用	利用効用	新たな可能性
・都市の安全性、防災性 ・都市環境の維持、改善 ・景観の保全、潤い	・子どもの遊び場 ・レクリエーション ・自然とのふれあい	人、みどり、地域コミュニティをつなぐ

出典：「多摩市みどりのルネッサンスへの取り組み 報告書」

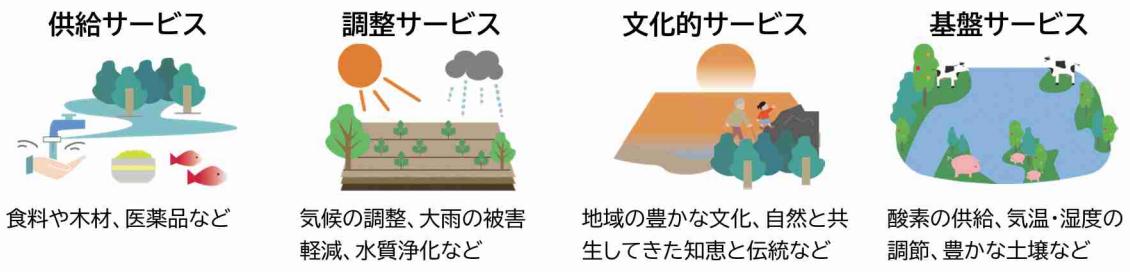
今回、本計画の改定にあたり、これまでの取組状況について振り返りを行い、課題を整理しました。それらの課題を踏まえながら、みどりのルネッサンスの趣旨を本計画に包含させ、各施策につなげていきます。（詳細は、資料（1） 138ページ参照。）

コラム 生物多様性と私たちの暮らしとの関わり

「生物多様性」とは、「多様な生態系や、生き物が存在していること」をいいます。

地球上にいる生き物は約40億年にも及ぶ進化の過程で、様々な生息環境に適応し、繁栄してきました。私たち人間は地球という大きな生態系の一員であり、生物多様性の恵みによって生活・暮らしが成り立っています。私たちの生活や事業活動は、国内外から供給される食糧や自然资源など、生物多様性による恵みに支えられています。

<生物多様性による恵み>



私たちは日々、生物多様性の恵みを受け豊かな暮らしを送っていますが、一方で、私たちは生活・事業活動を通じて生物多様性に様々な影響を与えています。食品や木材、エネルギーなど生活に必要なものの多くを輸入に頼っている私たちの生活は、多摩地域での生物多様性のみならず、世界の生物多様性にも大きく依存し、影響を与えています。

コラム 地球規模で進む生物多様性の損失

現代は生命が地球に誕生して以来、主に人間活動による影響で、生き物が最も速く絶滅している「第6の大量絶滅時代」と言われています。地球に存在する動物と植物の種群のうち平均約25%が絶滅のおそれがあり、生物多様性損失の要因を低減する取組みが講じられない限り、今後数十年の間に約百万種の生き物が絶滅すると言われています。

この地球上の種の絶滅の主要因は、我々人間の活動による影響です。世界の人口は2050年には97億人に達すると予測されており、生き物の絶滅のスピードが加速化してしまうと、いずれ私たち人類も存亡の危機に直面することとなります。また、気候変動による生態系や生物多様性への悪影響がより深刻化します。

<種の絶滅速度>



出典：「平成22年版図で見る環境白書 循環型社会白書／生物多様性白書」

(4) 資源循環

使い捨てプラスチックの使用・廃棄や食品ロスは、原料調達や製造、焼却処理の過程でのCO₂排出、海洋へのプラスチックごみの流出、生物多様性の損失など、地球規模の問題につながっています。化石燃料や天然資源の消費抑制、持続可能な資源の循環利用などに取り組んでいく必要があります。

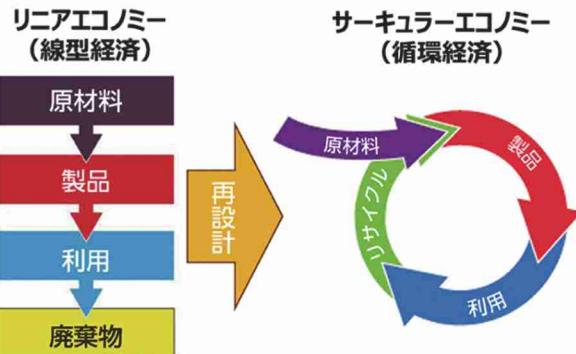
世界	資源の減少と世界規模での資源制約 <ul style="list-style-type: none"> • G20 大阪サミットで、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を首脳間で共有（令和元〔2019〕年） • G7 札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合で、循環経済（サーキュラーエコノミー）を、気候変動対策、生物多様性の保全と並び行動を強化すべき分野として位置づけ議論（令和5〔2023〕年）
国	循環型社会形成推進基本計画を改定 <ul style="list-style-type: none"> • 「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定（平成30〔2018〕年） • 3R+Renewable を基本原則とし、令和17（2035）年までのマイルストーンを示す「プラスチック資源循環戦略」を公表（令和元〔2019〕年） • 2050年カーボンニュートラルを見据えた循環経済（サーキュラーエコノミー）、循環経済工程表を公表（令和4〔2022〕年）
東京都	資源循環に向けた政策を強化 <ul style="list-style-type: none"> • 3R やプラスチック対策、食品ロス対策といった資源循環分野を気候変動対策に位置付けた「ゼロエミッション東京戦略」を策定 「東京都食品ロス削減推進計画」を策定（令和3〔2021〕年）。目標「2030年までに都内の食品ロス量を50%削減（2000年比）」を設定（令和元〔2019〕年）
多摩市	資源循環に向けた取組みを実践 <ul style="list-style-type: none"> • エコプラザ多摩への市民の剪定枝受入を開始（平成27〔2015〕年） • 「多摩市災害廃棄物処理計画」を改定（令和5〔2023〕年度） • 「4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）+リニューアブルの推進」を基本原則とする「多摩市プラスチック削減方針」を策定（令和4〔2022〕年） • 「多摩市一般廃棄物処理基本計画」を策定（令和5〔2023〕年）

コラム 循環経済（サーキュラーエコノミー）

循環経済（サーキュラーエコノミー）とは、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものです。

資源・エネルギーや食糧需要の増大、廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済」への移行を目指すことが世界の潮流となっています。

＜循環経済への移行＞



出典：「令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」

コラム 気候危機への対策、みどり・生物多様性の保全、資源循環の関係

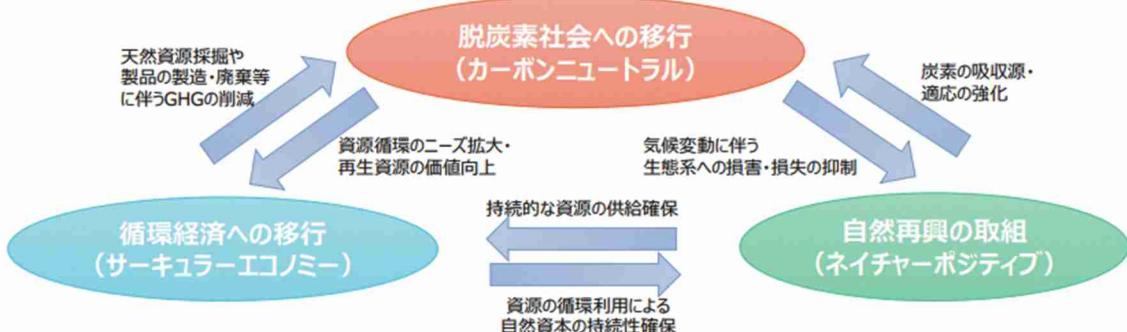
気候危機への対策、みどり・生物多様性の保全、資源循環は相互に関係性があります。

例えば、大量生産・大量消費型の経済社会活動は、健全な物質循環を阻害するほか、化石燃料の大量消費による気候変動問題、エネルギー・鉱物資源等の天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の損失なども引き起こします。そのため、自然資源の無駄な消費を抑制することは、気候変動対策や生物多様性の保全に貢献することにつながります。

また、気候変動と生物多様性の関係を見ると、陸域生態系は、気温が2℃上昇すると、最大約2割、5℃上昇すると約半分が、絶滅のリスクに直面する可能性が非常に高くなるとの予測があります。気温上昇を抑制できれば、これらの種が絶滅するリスクを軽減できます。

持続可能な社会を実現していくためには、気候危機への対策、みどり・生物多様性の保全、資源循環（次図では、脱炭素社会への移行、自然再興の取組、循環経済への移行と表記）の関係を統合的に捉え、分野横断的に取り組んでいくことが効率的・効果的です。

＜脱炭素社会への移行・循環経済への移行・自然再興の取組の関係図＞



出典：「生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）」（令和5〔2023〕年3月、環境省）

2 前計画の推進状況

前計画の進行管理にあたっては、73の具体的取組項目の進捗評価に加え、管理指標により必要な環境の状況を毎年度把握し、公表してきました。

改めて、ここに前計画に掲げた施策の進捗状況を測るための管理指標や目標値、達成率を一覧にするとともに、本計画への反映方法について整理しました。

●前計画の短期目標（管理指標）と達成率

分野	管理指標	平成 22 (2010)	平成 24 (2012)	直近 実績値 ※1	目標値 ※2	達成率 ※3
自然 環境	①みどり率※4 (%)	45.7	46.3	50.0	45.7	109%
	②みどりが豊かと感じる市民の割合 (%)	96.4	94.6	97.1	96.4	101%
	③みどりの維持管理活動に参加したことのある市民の割合 (%)	66.1	61.1	56.6	80	71%
	④更新が必要な公園緑地の施設更新達成率 (%)	0.0	0.0	10.3	40	26%
	⑤地域の歴史文化活動に参加したことのある市民の割合 (%)	6.6	4.5	4	20	20%
生活 環境	⑥大気汚染にかかる環境基準適合率※5 (%)	—	80.0	80.0	100.0	80%
	⑦水質汚濁にかかる環境基準適合率※6 (%)	—	85.8	75.0	100.0	75%
	⑧地区計画の地区計画整備計画面積 (ha)	400	410	412.4	420	98%
	⑨ポイ捨てのないきれいなまちと感じる市民の割合 (%)	0	0	74	100	74%
	⑩放置自転車台数 (台)	219	267	31	0	86%
地球 環境	⑪家庭系ごみ排出量 (市民 1 人 1 日あたり) (g)	459.3	456.0	447.4	420.4	94%
	⑫再生利用率 (%)	34.9	35.0	35.0	40.0	88%
	⑬スーパー エコショッピング認定店舗の数 (店)	0	21	14	36	39%
	⑭市内の二酸化炭素 (CO ₂) 排出量※7 (千 t-CO ₂)	646	740	693	535.8	71%
	⑮市内のエネルギー使用量※7 (TJ)	7,790	7,679	7,259	7,790	100%
	⑯雨水貯留槽設置件数 (件)	195	226	281	400	70%
	⑰ミニバス利用者数 (千人)	576.7	637.3	503.7	780	65%
環境 情報	⑱子どもを対象とした環境に関する活動の実施回数 (事業)	20	17	2	24	8%
	⑲ユネスコスクール登録校の環境教育への取組みの情報発信 (校)	0	22	26	26	100%

※ 1 直近実績値は、自然環境分野の①②③⑤と地球環境分野の④⑤は令和元（2019）年度で、それ以外は令和2（2020）年度

※ 2 目標値の年度は、令和3（2021）年度

※ 3 達成率は、目標値に対する実績値の比率（生活環境④は、目標達成に必要な基準値からの削減量に対する、実績の削減量の比率）

※ 4 市内に占める樹林地、公園緑地、水面などで覆われた面積の割合

※ 5 SO₂、NO₂、SPM、CO、O₃ の 5 項目の達成率の平均

※ 6 pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数の 5 項目の達成率の平均

※ 7 年次報告「多摩市の環境」での報告年度に対し、実際の年度に変更して表示

<短期目標（管理指標）を踏まえた、本計画への反映方法>

- ・目標達成した指標（管理指標①②）：目標値の見直した上で、再度指標に設定。
- ・目標達成しなかった指標（管理指標④⑯）：施策・事業の継続性に課題があったため、取組内容や進め方について工夫・見直し。
- ・目標達成しなかった指標（管理指標⑤⑯）：コロナ禍で人が集まるような参加機会の中止が影響している項目のため、開催方法や代替手法を検討。
- ・目標達成した指標（管理指標⑮⑯）：管理指標や目標値を見直した上で、再度指標に設定。

3 計画の改定ポイント

前計画から本計画への改定のポイントは、次のとおりです。

ポイント① 新たな社会情勢に対応する計画

本計画8～17ページの記載のとおり、前計画の策定以降、社会・経済・環境等、私たちを取り巻く状況は著しく変化しています。また、市民ニーズや行政課題が多様化・複雑化する中において、持続可能な社会の実現に向けては、気候危機への対策やみどり・生物多様性の保全、資源循環の相互関係を捉え、分野横断的かつ中長期的な視点で取り組んでいくことが求められています。

本市における環境保全への取組みを分野横断的に進め、地域の社会・経済の課題解決にもつなげ、さらに地球規模の環境問題の解決にも貢献していくものとします。

ポイント② 気候危機への対策を加速する計画

「多摩市気候非常事態宣言」を踏まえ、気候が危機的な状況にある認識のもと、「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」に向けた取組み、プラスチック対策、生物多様性の保全に向けた取組み、の3つを具体的に進め、加速化していきます。

ポイント③ みどりと生物多様性の保全の関わりを意識する計画

身近な生き物と共生する社会の構築を目指して、市民がみどりや生物多様性の恵みを享受しながら暮らしていることをこれまでよりも意識しやすい計画にします。

ポイント④ 複数計画を包含する計画

多岐にわたる環境施策を効果的に推進するため、本計画は、「多摩市環境基本計画」「多摩市みどりの基本計画」をはじめ、新たに「多摩市生物多様性地域戦略」「多摩市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」「多摩市地域気候変動適応計画」を策定し、これらを一体の計画として包含させます。

施策が効果的かつ効率的に推進できるよう、分野横断で取り組む「重点戦略（着眼点）」と「分野横断的取組項目」を新設し、メリハリを付けて取組みを進めるとともに、社会情勢や技術革新などの変化にも俊敏に対応できる進行管理の仕組みを設定します。

ポイント⑤ 市民とともに作り上げる、よりわかりやすい計画づくり

平成16（2004）年に「多摩市自治基本条例」を定めた本市は、多摩市総合計画をはじめ、様々な行政計画の策定・改定・推進を「まちづくりの主人公である市民の皆さん」とともに行ってきました。これは本市が培ってきた大きな強みです。

そして、環境施策の推進には「多摩市環境基本条例」の基本理念に示すとおり「すべての者の積極的な取組みと相互の協力」が不可欠です。

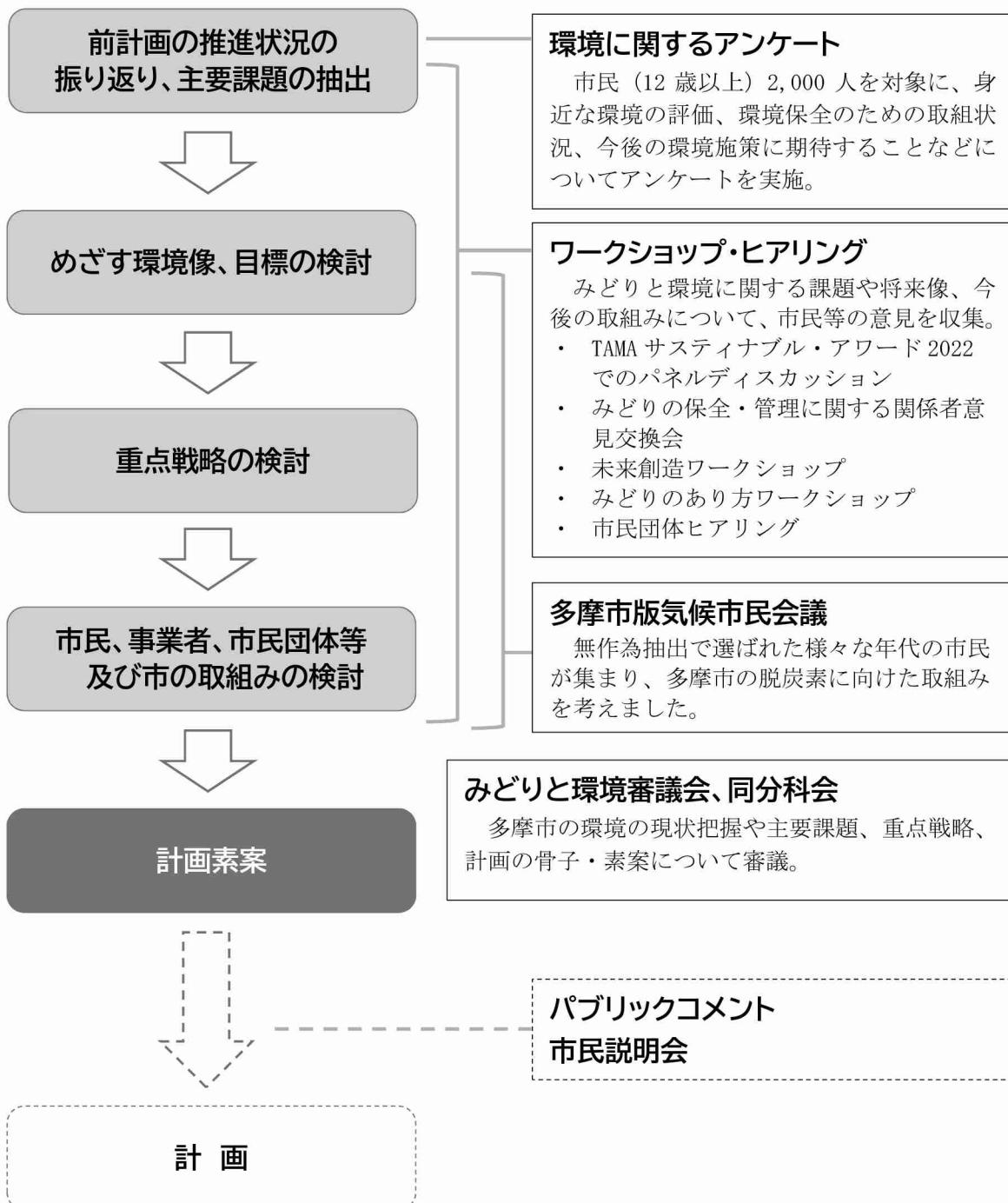
そのため、計画策定における市民参画プロセスにとどまらず、計画推進段階においても、市民とともに理想・ビジョンを共有し、協働による取組みや計画の進行管理を実現していく仕組みを盛り込む計画とします。

4 本計画の策定までの流れ、計画の構成

(1) 前計画の見直し、本計画の策定の流れ

前計画の推進状況の振り返りから、計画内容の検討、策定の各過程においては、市民等からの意見の収集や議論を行い、市民意見を反映しました。

●市民がかかわる計画づくり

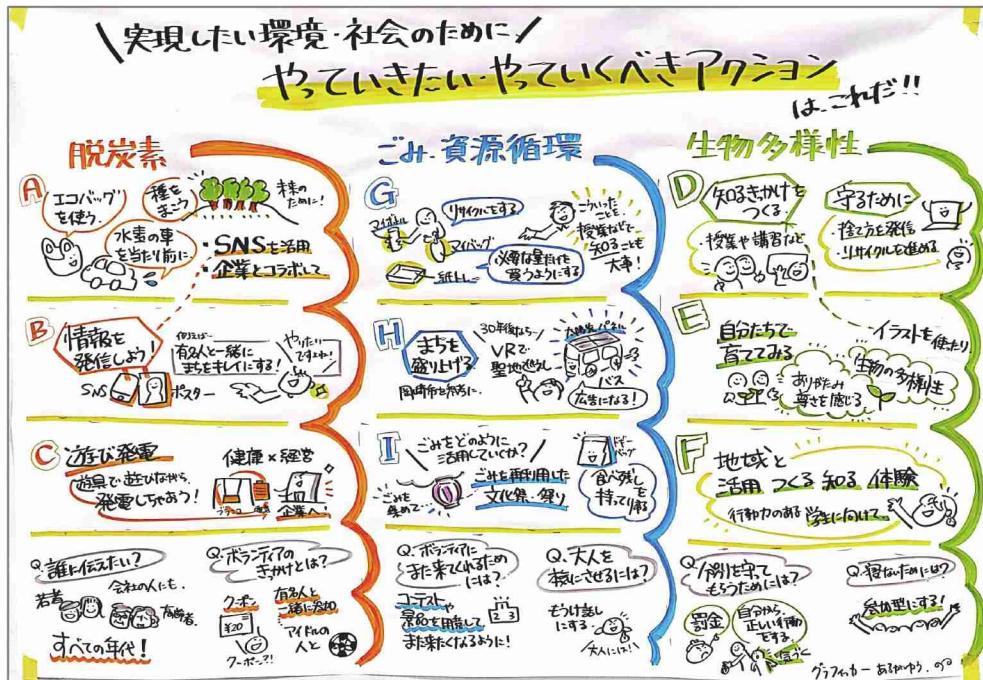
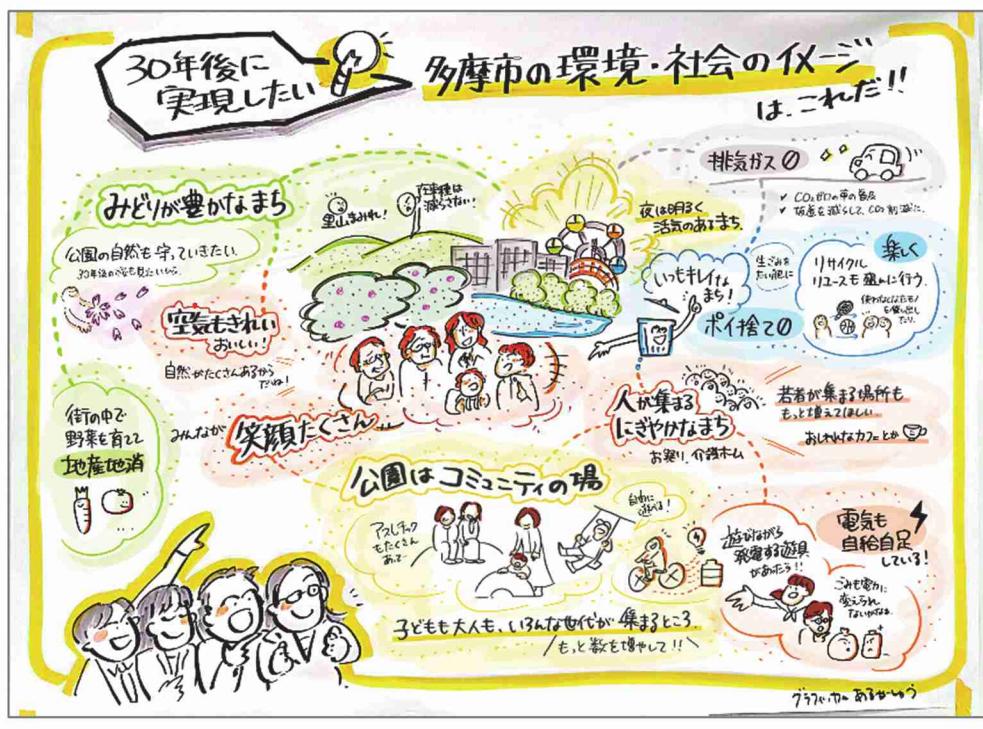


コラム 若者世代が想い描く、多摩市の理想の環境・社会とは…

令和5（2023）年4月に開催した「多摩市未来創造ワークショップ」では、中学生や高校生、大学生など若者たちが、「30年後（2050年）に実現したい多摩市の環境・社会のイメージ」を話し合い、メッセージと一枚の絵（下図）をまとめました。



「多摩市未来創造ワークショップ」の結果は、未来を担う若者世代の意見・考えとして、令和5（2023）年5月から開催した「多摩市版気候市民会議」での議論の前提になりました。



グラフィックレコーディング：あるが ゆう氏

コラム 多摩市版気候市民会議の開催

多摩市気候非常事態宣言に掲げた目標の実現に向けては、市民主体で気候危機への対策を議論する取り組みが必要と考え、ヨーロッパの国々で実施され効果を挙げている「気候市民会議」を本市でも実施することとしました。

気候市民会議は、参加者を年齢や性別などのバランスを取った無作為抽出で募ることで、会場に社会の縮図を作り出すことを特徴としています。また、気候変動対策について参加者同士でじっくりと話し合い、取りまとめた結果を政策決定やさらなる取組みに向けた議論などに活用していくものです。

「多摩市版気候市民会議」では、令和5（2023）年5月から7月にかけて、無作為抽出等で募った参加者が集い、自らの生活の中での取組みや工夫、そのために必要なまちの機能や仕組みを話し合い、さらにこれらを地域社会へどう広げていくかについて熱い議論を交わしました。

- ・参加者：無作為抽出等で2,000名の市民に招待状を送り、希望した45名が参加
(10代～60代の多摩市在住・在勤・在学の方)
- ・内 容：多摩市の気候変動対策や取組みについて全5回にわたって議論
- ・主 催：多摩市役所



基礎を学び、まちの将来像を描く
専門家から気候変動の基礎を学び、30年後（2050年頃）に目指したい、多摩市の環境と社会のイメージを出し合いました。



脱炭素に向けた具体策を考える
個人ができる取組やまちに必要なしくみから、脱炭素に向けた具体策を検討しました。



アイデアを評価する
第3回と第4回の各回での投票に加えて、具体策のアイデアに対して、重要度と難易度を評価するアンケートを実施しました。



テーマごとに提案を深める
7つのテーマ別のグループに分かれ、これまで出し合ったアイデアを提案として深めていきました。



多摩市での脱炭素社会実現に向けて実施すべき、145もの具体的な取組みを含む「提案書」がまとめられました。

まとめ

市民提案の素案をテーマごとに確認し、全体方針をみんなで議論しました。市長に提案を提出しました。

このときまとめられた市民提案は、本計画の分野横断的取組（第4章）や取組項目（第5章）などに反映しました。

(2) 計画の構成要素の再整理

本計画では、前計画の「計画の基本理念」と「めざす環境像」を踏襲しています。また、「分野」「長期目標」「短期目標」「管理指標」「取組方針と取組項目」と重なる構成も踏襲していますが、協働による取組みの推進をより重視して「管理指標」と「取組方針と取組項目」については、再設定しています。

また、環境保全への取組みを分野横断的に進め、地域の社会・経済の課題解決、さらに地球規模の環境問題の解決にも貢献していく計画とするため「重点戦略と分野横断的取組」を新たに設定しました。

●前計画と本計画における構成要素の比較

構成要素	前計画	本計画
計画の基本理念	環境基本条例の基本理念に基づき、計画の基本理念を設定。	第六次多摩市総合計画の基本構想との整合を図り再設定。
めざす環境像	「計画の基本理念」をイメージ化したもの。	
分野	4分野（自然環境、生活環境、地球環境、環境情報）を設定。	「環境情報分野」については、環境活動の実績及び重要性を考慮し、「環境活動分野」に名称を変更。
長期目標	今後約20年後の目標を設定。	令和32（2050）年度における多摩市の環境・社会のイメージとして、若者世代も含む市民意見を基に設定。
短期目標	計画期間（10年間）に達成を目指す短期目標を設定。	令和15（2033）年度に達成を目指す目標として再設定。
管理指標	短期目標の達成度や施策の進捗状況を管理する指標を設定。	市民、事業者、市民団体等及び市の協働による取組みの推進を踏まえ、「環境指標」「市民・事業者活動指標」「行政活動指標」に分けて指標を再設定。
重点戦略と分野横断的取組		地域の課題解決やまちの価値創造にも貢献する取組みに力を入れていくために、新たに設定。 市民、事業者、市民団体等及び市が協働し、分野横断で取り組むべき内容を示す「分野横断的取組」を設定。
取組方針と取組項目	短期目標の達成のために、分野ごとに市民（市民団体等）、事業者及び市が協働で行うための施策とそれぞれの取組みを示す。	協働による取組みを示すため、名称を施策方針から「取組方針」に変え、わかりやすく記述。

(3) 本計画の構成

本計画の構成は、次のとおりとなります。

●計画の構成

計画の基本理念 環境基本条例の基本理念に基づき、計画の基本理念を設定

めざす環境像 「計画の基本理念」をイメージ化したもの

自然環境分野 生活環境分野 地球環境分野 環境活動分野

長期目標

めざす環境像を具体化するために、令和32（2050）年度における多摩市の環境・社会のイメージを表すもので、市民、事業者、市民団体等及び市に共通する目標

短期目標

長期目標の実現に向けて、市民、事業者、市民団体等及び市の協働により、令和15（2033）年度に達成をめざす目標と、短期目標の達成度や施策の進捗状況を管理するための“ものさし”となる「管理指標」

重点戦略と分野横断的取組

地域の課題解決やまちの価値創造にも貢献する取組みに力を入れていく「着眼点」と、それに沿って市民・事業者・市が協働し、分野横断で取り組むべき内容を示す「分野横断的取組」

重点戦略と分野横断的取組

分野別の取組み

短期目標の達成に向けて、各分野で市民（市民団体等）、事業者及び市の役割において取り組んでいくための「取組方針」と、その内容を示す「取組項目」

取組方針

取組項目

取組方針

取組項目

取組方針

取組項目

取組方針

取組項目